

2006年4月28日

各位

会社名 双日株式会社
代表者名 代表取締役社長 土橋 昭夫
(コード番号 2768 東証第1部/大証第1部)
問合せ先 広報部長 稲田 隆
電話番号 03 5520 3404

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2006年6月27日開催予定の「第3回定時株主総会および普通株主様による種類株主総会」に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、種類株主総会につきましては、現行定款第5条(発行する株式の総数)の変更のみが決議対象となります。

記

1. 変更の理由

- (1) 別途お知らせしておりますとおり、当社は本日開催の取締役会において、当社の資本構造再編を一気に加速させるため、発行済み優先株式残高5,604億円について、対象となる優先株式の全株主と「優先株式の取得に関する契約書」を締結することを決議し、本日契約を締結いたしました。

この資本構造再編を進めるために、以下の変更を行うものであります。

当社は本日開催の取締役会において転換社債型新株予約権付社債(以下「本CB」)総額3,000億円の発行決議を行いました。本CBの転換によって調達した資本の額に応じて優先株式の買入を行うことで、株主資本の減少を最小限にとどめ、更なる株主資本の充実を図るものであります。

これに伴い発行可能株式総数および普通株式の発行可能株式総数を増加させるため、現行第5条(発行する株式の総数)に所要の変更を加え、変更案第6条(発行可能株式総数)として規定するものです。

種優先株式および種優先株式に取得条項を付すことにより当社が発行済み優先株式を取得できるよう、現行定款第9条の5(種優先株式)および第9条の6(種優先株式)に所要の変更を加え、変更案第11条の8(第一回種優先株式)ないし第11条の10(第二回種優先株式)として規定するものです。なお、この点につきましては、会社法第111条第1項に従った優先株主の同意を得る予定です。

- (2) 会社法(平成17年法律第86号)および会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)が2006年5月1日に施行されることに伴い、以下の変更を行うものであります。

事業目的の具体性が登記実務上求められなくなりましたので、新規事業を開始する場合の便宜等を考慮し、現行定款第2条(目的)に包括的な事業目的を追加するものです。

商法下において複数回に分けて発行した優先株式は、回号ごとに異なった種類株式として規定することとし、現行定款第5条(発行する株式の総数)、第6条(1単元の株式)および第9条の2(種優先株式)ないし第9条の9(優先順位)に所要の変更を加え、変更案第6条(発行可能株式総数)、第9条(単元株式)および第11条の2(第一回種優先株式)ないし第11条の11(優先順位)として規定するものです。

株主総会の招集地に関する規定が廃止されましたので、柔軟に開催地を選定できるように、現行定款第 11 条(招集地)を削除するものです。

株主総会の招集に際し株主の皆様のご利便性を高め、より充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものです。

取締役会をより機動的・効率的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録により承認を行うことができるよう、変更案第 25 条(取締役会の決議の省略)を新設するものです。

現行定款第 26 条(取締役の責任免除)第 1 項で規定している取締役会の決議による取締役の責任免除および同条第 2 項で規定している社外取締役との責任限定契約の締結、ならびに第 35 条(監査役の責任免除)で規定している取締役会の決議による監査役の責任免除につき、根拠規定が商法から会社法に変更となりますので、所要の変更を行い、それぞれ変更案第 27 条(取締役の責任免除)第 1 項および第 2 項、ならびに第 34 条(監査役の責任免除)第 1 項として規定するものです。

なお、根拠規定を会社法へ変更いたしますが、現行商法の規定にもとづく責任免除の定款の定めを削除する趣旨ではございません。

また、会社法の規定にもとづいて取締役の責任免除および社外取締役との責任限定契約の締結を定款に規定することにつきましては、あらかじめ各監査役の同意を得ております。

社外監査役にふさわしい優秀な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第 35 条(変更案第 34 条)(監査役の責任免除)の第 2 項に社外監査役との間で責任限定契約を締結できる旨を追加するものです。

上記のほか、会社法にもとづく株式会社として必要な規定の加除・修正および移設など、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

- (3)「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 87 号)が 2005 年 2 月 1 日に施行されたことに伴い、周知性の向上および公告掲載費用の削減を図るため、現行定款第 4 条(公告の方法)に所要の変更を加え、変更案第 5 条(公告方法)として規定するものです。また、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。

なお、現行定款第 4 条(公告の方法)の変更のみ効力発生日を 2006 年(平成 18 年)9 月 1 日とし、その旨を付則で規定するものです。

- (4)現行定款第 16 条(種類株主総会)について、その定足数を通常の株主総会の定足数と合わせる旨の規定を追加するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は添付のとおりであります。なお、添付別紙 1 ないし 9 の各優先株式要項につきましては、その全てが新たに定款に追加されるものであります。各優先株式の当初の発行要項からの変更部分の参照のために、かかる変更部分につきましては、下線を付しております。

3. 日程

取締役会決議日	2006 年 4 月 28 日(金曜日)
定款変更のための株主総会開催日	2006 年 6 月 27 日(火曜日)
定款変更の効力発生日	2006 年 6 月 27 日(火曜日)

〔現行定款第 4 条(公告の方法)の変更のみ 2006 年 9 月 1 日(金曜日)に効力発生〕

以上

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則 第 1 条 (商号) 当社は双日株式会社と称する。 英文では Sojitz Corporation と表示する。	第 1 章 総 則 第 1 条 (商号) 当社は、 <u>双日株式会社と称し、英文では Sojitz Corporation と表示する。</u>
第 2 条 (目的) 当社は次の事業を営むことならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 1. ~ 37. <省略>	第 2 条 (目的) 当社は、 <u>次の事業を営むことならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u> 1. ~ 37. <現行どおり> 38. <u>前各号に掲げる以外の事業</u>
第 3 条 (本店の所在地) 当社は本店を東京都港区に置く。	第 3 条 (本店の所在地) 当社は、 <u>本店を東京都港区に置く。</u>
<新設>	第 4 条 (機関) 当社は、 <u>株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>
第 4 条 (公告の方法) 当社の公告は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。	第 5 条 (公告方法) 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>
第 2 章 株 式 第 5 条 (発行する株式の総数) 当社が発行する株式の総数は、12 億株とし、このうち 9 億 8,900 万株は普通株式、1 億 1,000 万株は 種優先株式、3,300 万株は 種優先株式、1,100 万株は 種優先株式、4,000 万株は 種優先株式、1,500 万株は 種優先株式および 200 万株は 種優先株式とする。 ただし、普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を当該種類の株式数から減ずる。	第 2 章 株 式 第 6 条 (発行可能株式総数) 当社が発行可能株式総数は、16 億 3,482 万 5,000 株とする。当社の普通株式、第一回 種優先株式、第二回 種優先株式、第三回 種優先株式、第四回 種優先株式、第一回 種優先株式、第一回 種優先株式、第一回 種優先株式、第一回 種優先株式、第一回 種優先株式および第二回 種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、14 億 8,900 万株、630 万株、2,630 万株、2,630 万株、2,630 万株、2,630 万株、150 万株、1,995 万株、1,087 万 5,000 株および 200 万株とする。
<新設>	第 7 条 (株券の発行) 当社は、 <u>株式に係る株券を発行する。</u> 当社は、 <u>前項の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u>
第 5 条の 2 (自己株式の取得) 当社は、 <u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議により自己株式を買い受けることができる。</u>	第 8 条 (自己の株式の取得) 当社は、 <u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>
第 6 条 (1 単元の株式) 当社の普通株式、種優先株式、種優先株式、種優先株式、種優先株式、種優先株式および種優先株式の 1 単元の株式の数は、100 株とする。 当社は、1 単元の株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、 <u>株式取扱規則に定めるところについては、この限りではない。</u>	第 9 条 (単元株式) 当社の普通株式、第一回 種優先株式、第二回 種優先株式、第三回 種優先株式、第四回 種優先株式、第一回 種優先株式、第一回 種優先株式、第一回 種優先株式、第一回 種優先株式および第二回 種優先株式の単元株式数は、100 株とする。 <削除>

現行定款	変更案
<p>当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則に定めるところに従い、所定の手数料を支払って、当社に対して、その所有する当社の単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式数となるべき数の当社の株式を売り渡すよう請求することができる。ただし、当社が当該請求に係る株式を保有しない場合、その他株式取扱規則に定める場合はこの限りではない。</u></p>	<p><u>当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則に定めるところに従い、所定の手数料を支払って、当社に対して、その有する当社の単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></u></p>
<p>第7条（株式取扱規則） 当社の発行する株券の種類、株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、質権の登録またはその抹消、信託財産の表示またはその抹消、単元未満株式の買取および売渡、株券喪失登録簿の管理、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款に定めるほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>第10条（株式取扱規則） 当社が発行する株券の種類ならびに株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令および定款に定めがあるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>第8条（基準日） 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において、権利を行使することができる株主とする。 前項その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とする<u>ことができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p>第9条（名義書換代理人） 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、単元未満株式の買取および売渡、株券喪失登録簿の管理、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>第11条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>
<p>第2章の2 優先株式 第9条の2（種優先株式） （種優先配当金） 1.当社は、第37条に定める利益配当を行うときは、種優先株式を有する株主（以下「種優先株主」という。）または種優先株式の登録質権者（以下「種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、種優先株式1株につき種優先株式1株の払込金相当額に100分の10を乗じた額を当該営業年度における上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の利益配当金（以下「種優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該営業年度において次項に定める種優先中間配当金を支払ったときは、当該種優先中間配当金を控除した額とする。 2.ある営業年度において種優先株主または種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p>	<p>第2章の2 優先株式 第11条の2（第一回種優先株式） 第一回種優先株式の内容は、添付別紙1のとおりとする。</p>

現行定款	変更案
<p>3. <u>種優先株主または種優先登録質権者に対しては、種優先配当金を超えて配当は行わない。</u> <u>(種優先中間配当金)</u> <u>当社は、第38条に定める中間配当を行うときは、種優先株主または種優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、種優先株式1株につき各営業年度における種優先配当金に2分の1を乗じた額を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭(以下「種優先中間配当金」という。)を支払う。</u> <u>(残余財産の分配)</u> <u>1.当社の残余財産を分配するときは、種優先株主または種優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、種優先株式1株につき種優先株式1株の払込金相当額を支払う。</u> <u>2.種優先株主または種優先登録質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</u> <u>(種優先株式の買入消却)</u> <u>当社はいつでも種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。</u> <u>(議決権)</u> <u>種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、種優先株主は、平成19年4月1日以降、当社の前営業年度の当期末処分利益から、前営業年度に係る定時株主総会において決議する予定の優先株式の買受価額の総額を控除した額が600億円を超える場合に、種優先株主に対して種優先配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、またはその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、種優先株主に対して種優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。</u> <u>(株式の併合または分割、新株引受権等の付与)</u> <u>1.当社は、法令に定める場合を除き、種優先株式について株式の併合または分割を行わない。</u> <u>2.当社は、種優先株主には、新株引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</u> <u>(転換予約権)</u> <u>種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</u> <u>(強制転換条項)</u> <u>1.転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下本号において「強制転換基準日」という。)以降の取締役会で定める日をもって、種優先株式の払込金相当額を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。以下本項において「強制転換価額」という。)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p>	

現行定款	変更案
<p>2.前号において、強制転換価額が発行に際して取締役会で定める下限強制転換価額を下回るときは、種優先株式の払込金相当額を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式となる。</p> <p>3.取締役会が発行に際して上限強制転換価額(ただし、前項に定める転換を請求し得べき期間の末日において適用のある種優先株式の転換価額以上の額とする。)を定めた場合で、第1号において強制転換価額が当該上限強制転換価額を上回るときは、種優先株式の払込金相当額を当該上限強制転換価額で除して得られる数の普通株式となる。</p> <p>4.前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法第220条に定める方法によりこれを取扱う。</p> <p>(種優先配当金等の除斥期間)</p> <p>第39条の規定は、種優先配当金および種優先中間配当金の支払いについて、これを準用する。</p>	
<p><新設></p>	<p>第11条の3(第二回種優先株式) 第二回種優先株式の内容は、添付別紙2のとおりとする。</p>
<p><新設></p>	<p>第11条の4(第三回種優先株式) 第三回種優先株式の内容は、添付別紙3のとおりとする。</p>
<p><新設></p>	<p>第11条の5(第四回種優先株式) 第四回種優先株式の内容は、添付別紙4のとおりとする。</p>
<p>第9条の3(種優先株式) (種優先配当金)</p> <p>1.当社は、第37条に定める利益配当を行うときは、種優先株式を有する株主(以下「種優先株主」という。)または種優先株式の登録質権者(以下「種優先登録質権者」という。)に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、種優先株式1株につき種優先株式1株の払込金相当額に100分の10を乗じた額を当該営業年度における上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の利益配当金(以下「種優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該営業年度において次項に定める種優先中間配当金を支払ったときは、当該種優先中間配当金を控除した額とする。</p> <p>2.ある営業年度において種優先株主または種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>3.種優先株主または種優先登録質権者に対しては、種優先配当金を超えて配当は行わない。</p> <p>(種優先中間配当金)</p> <p>当社は、第38条に定める中間配当を行うときは、種優先株主または種優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、種優先株式1株につき各営業年度における種優先配当金に2分の1を乗じた額を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭(以下「種優先中間配当金」という。)を支払う。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>1.当社の残余財産を分配するときは、種優先株主または種優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、種優先株式1株につき種優先株式1株の払込金相当額を支払う。</p>	<p>第11条の6(第一回種優先株式) 第一回種優先株式の内容は、添付別紙5のとおりとする。</p>

現行定款	変更案
<p>2. <u>種優先株主または 種優先登録質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</u> <u>(種優先株式の買入消却)</u> <u>当会社はいつでも 種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。</u> <u>(種優先株主の償還請求権)</u> 1. <u>種優先株主は、種優先株式の発行日から 12 年を経過した日以降、当会社の前営業年度の当期末処分利益が 600 億円を超える場合、発行に際して取締役会で定める期間(以下「償還請求可能期間」という。)において、当該当期末処分利益に 2 分の 1 を乗じた額から、当該償還請求がなされた営業年度の前営業年度に係る定時株主総会において決議した、または決議する予定の優先株式の買受価額の総額を控除した額を限度として、その保有する 種優先株式の全部または一部の償還請求をすることができ、当会社は、償還請求可能期間満了の日から 1 ヶ月以内に、償還手続を行うものとする。</u> 2. <u>前記限度額を超えて 種優先株主からの償還請求があった場合、償還の順位は、償還請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。</u> 3. <u>償還価額は、種優先株式 1 株につき 種優先株式 1 株の払込金相当額とする。</u> <u>(議決権)</u> <u>種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、種優先株主は、平成 19 年 4 月 1 日以降、当会社の前営業年度の当期末処分利益から、前営業年度に係る定時株主総会において決議する予定の優先株式の買受価額の総額を控除した額が 600 億円を超える場合に、種優先株主に対して 種優先配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、またはその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、種優先株主に対して 種優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。</u> <u>(株式の併合または分割、新株引受権等の付与)</u> 1. <u>当会社は、法令に定める場合を除き、種優先株式について株式の併合または分割を行わない。</u> 2. <u>当会社は、種優先株主には、新株引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</u> <u>(転換予約権)</u> <u>種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で 種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</u></p>	

現行定款	変更案
<p>(強制転換条項)</p> <p>1. 転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下本号において「強制転換基準日」という。)以降の取締役会で定める日をもって、種優先株式の払込金相当額を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。以下本項において「強制転換価額」という。)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>2. 前号において、強制転換価額が発行に際して取締役会で定める下限強制転換価額を下回るときは、種優先株式の払込金相当額を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式となる。</p> <p>3. 取締役会が発行に際して上限強制転換価額(ただし、前項に定める転換を請求し得べき期間の末日において適用のある種優先株式の転換価額以上の額とする。)を定めた場合で、第1号において強制転換価額が当該上限強制転換価額を上回るときは、種優先株式の払込金相当額を当該上限強制転換価額で除して得られる数の普通株式となる。</p> <p>4. 前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法第220条に定める方法によりこれを取扱う。</p> <p>(種優先配当金等の除斥期間)</p> <p>第39条の規定は、種優先配当金および種優先中間配当金の支払いについて、これを準用する。</p>	
<p>第9条の4(種優先株式)</p> <p>(種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第37条に定める利益配当を行うときは、種優先株式を有する株主(以下「種優先株主」という。)または種優先株式の登録質権者(以下「種優先登録質権者」という。)に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、種優先株式1株につき種優先株式1株の払込金相当額に100分の10を乗じた額を当該営業年度における上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の利益配当金(以下「種優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該営業年度において次項に定める種優先中間配当金を支払ったときは、当該種優先中間配当金を控除した額とする。</p> <p>2. ある営業年度において種優先株主または種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>3. 種優先株主または種優先登録質権者に対しては、種優先配当金を超えて配当は行わない。</p> <p>(種優先中間配当金)</p> <p>当社は、第38条に定める中間配当を行うときは、種優先株主または種優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、種優先株式1株につき各営業年度における種優先配当金に2分の1を乗じた額を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭(以下「種優先中間配当金」という。)を支払う。</p>	<p>第11条の7(第一回種優先株式)</p> <p>第一回種優先株式の内容は、添付別紙6のとおりとする。</p>

現行定款	変更案
<p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p>1. 当会社の残余財産を分配するときは、種優先株主または種優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、種優先株式1株につき種優先株式1株の払込金相当額を支払う。</p> <p>2. 種優先株主または種優先登録質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p><u>(種優先株式の買入消却)</u></p> <p>当会社はいつでも種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。</p> <p><u>(種優先株式の強制償還)</u></p> <p>1. 当会社は、種優先株式の発行日から3年間を経過した日以降、株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値が20連続取引日にわたり、当該各取引日に適用のある種優先株式の転換価額(発行に際して取締役会の決議で定める。)に発行に際して取締役会の決議で定める割合を乗じた価額以上であった場合、種優先株式の全部または一部を強制償還することができる。</p> <p>2. 償還価額は、種優先株式1株につき種優先株式1株の払込金相当額とする。</p> <p>3. 一部償還するときは、抽選その他の方法により行う。</p> <p><u>(議決権)</u></p> <p>種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、種優先株主は、平成19年4月1日以降、当会社の前営業年度の当期末処分利益から、前営業年度に係る定時株主総会において決議する予定の優先株式の買受価額の総額を控除した額が600億円を超える場合に、種優先株主に対して種優先配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、またはその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、種優先株主に対して種優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。</p> <p><u>(株式の併合または分割、新株引受権等の付与)</u></p> <p>1. 当会社は、法令に定める場合を除き、種優先株式について株式の併合または分割を行わない。</p> <p>2. 当会社は、種優先株主には、新株引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</p> <p><u>(転換予約権)</u></p> <p>種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</p> <p><u>(強制転換条項)</u></p> <p>1. 転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下本号において「強制転換基準日」という。)以降の取締役会で定める日をもって、種優先株式の払込金相当額を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。以下本項において「強制転換価額」という。)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。</p>	

現行定款	変更案
<p>2.前号において、強制転換価額が発行に際して取締役会で定める下限強制転換価額を下回るときは、種優先株式の払込金相当額を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式となる。</p> <p>3.取締役会が発行に際して上限強制転換価額(ただし、前項に定める転換を請求し得べき期間の末日において適用のある種優先株式の転換価額以上の額とする。)を定めた場合で、第1号において強制転換価額が当該上限強制転換価額を上回るときは、種優先株式の払込金相当額を当該上限強制転換価額で除して得られる数の普通株式となる。</p> <p>4.前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法第220条に定める方法によりこれを取扱う。</p> <p>(種優先配当金等の除斥期間)</p> <p>第39条の規定は、種優先配当金および種優先中間配当金の支払いについて、これを準用する。</p>	
<p>第9条の5(種優先株式)</p> <p>(種配当金)</p> <p>1.当社は、普通株主および普通登録質権者に対して第37条に定める利益配当を行う場合において、その普通株式1株あたりの利益配当金の額と、当該営業年度において普通株主および普通登録質権者に対して第38条に定める中間配当を支払った場合における普通株式1株あたりの中間配当金の額との合計額(以下本項において「普通株式年間配当額」という。)が、種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める額以上となるときは、種優先株式を有する株主(以下「種優先株主」という。)または種優先株式の登録質権者(以下「種優先登録質権者」という。)に対し、種優先株式1株につき次号に定める方法により決定される額の利益配当金(以下「種配当金」という。)を支払う。</p> <p>2.種配当金の額は、普通株式年間配当額を、発行に際して取締役会の決議で定める方法により決定される当社の普通株式の時価で除した値に、種優先株式1株の発行価額相当額を乗じ、さらにこれに1.2を乗じた額(円位未満小数第1位を四捨五入する。以下「種年間配当額」という。)とする。ただし、当該営業年度において次項に定める種中間配当金を支払ったときは、種年間配当額から当該種中間配当金の額を控除した残額がある場合に、当該残額を種配当金として支払う。また、種配当金の額は、当該営業年度において次項に定める種中間配当金を支払った場合における当該種中間配当金の額と合計して、種優先株式1株の発行価額相当額に100分の20を乗じた額を超えないものとする。</p> <p>3.普通株式に係る利益配当金および種配当金の支払順位は同順位とする。</p> <p>(種中間配当金)</p> <p>1.当社は、普通株主および普通登録質権者に対して普通株式1株につき種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める額以上の額の中間配当金をもって第38条に定める中間配当を行うときは、種優先株主または種優先登録質権者に対し、種優先株式1株につき次号に定める方法により決定される額の金銭(以下「種中間配当金」という。)を支払う。</p>	<p>第11条の8(第一回種優先株式)</p> <p>第一回種優先株式の内容は、添付別紙7のとおりとする。</p>

現行定款	変更案
<p>2. 種中間配当金の額は、普通株主および普通登録質権者に対して支払う普通株式1株あたりの中間配当金の額を、発行に際して取締役会の決議で定める方法により決定される当社の普通株式の時価で除した値に、種優先株式1株の発行価額相当額を乗じ、さらにこれに1.2を乗じた額（円位未満小数第1位を四捨五入する。）とする。ただし、種優先株式1株あたりの種中間配当金の額は、種優先株式1株の発行価額相当額に100分の10を乗じた額を上限とする。</p> <p>3. 普通株式に係る中間配当金および種中間配当金の支払順位は同順位とする。</p> <p>（残余財産の分配）</p> <p>1. 当社の残余財産を分配するときは、種優先株主または種優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、種優先株式1株につき種優先株式1株の発行価額相当額を支払う。</p> <p>2. 種優先株主または種優先登録質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>（種優先株式の買入消却）</p> <p>当社はいつでも種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。</p> <p>（議決権）</p> <p>種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>（株式の併合または分割、新株引受権等の付与）</p> <p>1. 当社は、法令に定める場合を除き、種優先株式について株式の併合または分割を行わない。</p> <p>2. 当社は、種優先株主には、新株引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</p> <p>（転換予約権）</p> <p>種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</p> <p>（種配当金等の除斥期間）</p> <p>第39条の規定は、種配当金および種中間配当金の支払いについて、これを準用する。</p>	
<p>第9条の6（種優先株式）</p> <p>（種優先配当金）</p> <p>1. 当社は、第37条に定める利益配当を行うときは、種優先株式を有する株主（以下「種優先株主」という。）または種優先株式の登録質権者（以下「種優先登録質権者」という。）に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、種優先株式1株につき種優先株式1株の発行価額相当額に100分の10を乗じた額を当該営業年度における上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の利益配当金（以下「種優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該営業年度において次項に定める種優先中間配当金を支払ったときは、当該種優先中間配当金を控除した額とする。</p> <p>2. ある営業年度において種優先株主または種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>3. 種優先株主または種優先登録質権者に対しては、種優先配当金を超えて配当は行わない。</p>	<p>第11条の9（第一回種優先株式）</p> <p>第一回種優先株式の内容は、添付別紙8のとおりとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(種優先中間配当金)</p> <p>当社は、第38条に定める中間配当を行うときは、種優先株主または種優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、種優先株式1株につき各営業年度における種優先配当金に2分の1を乗じた額を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭(以下「種優先中間配当金」という。)を支払う。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>1.当社の残余財産を分配するときは、種優先株主または種優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、種優先株式1株につき種優先株式1株の発行価額相当額を支払う。</p> <p>2.種優先株主または種優先登録質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>(種優先株式の買入消却)</p> <p>当社はいつでも種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。</p> <p>(議決権)</p> <p>種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>(株式の併合または分割、新株引受権等の付与)</p> <p>1.当社は、法令に定める場合を除き、種優先株式について株式の併合または分割を行わない。</p> <p>2.当社は、種優先株主には、新株引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</p> <p>(転換予約権)</p> <p>種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</p> <p>(種優先配当金等の除斥期間)</p> <p>第39条の規定は、種優先配当金および種優先中間配当金の支払いについて、これを準用する。</p>	
<p><新設></p>	<p>第11条の10(第二回種優先株式) 第二回種優先株式の内容は、添付別紙9のとおりとする。</p>
<p>第9条の7(種優先株式)</p> <p>(種優先株式に係る利益配当)</p> <p>当社は、種優先株式を有する株主(以下「種優先株主」という。)または種優先株式の登録質権者(以下「種優先登録質権者」という。)に対しては、第37条に定める利益配当を一切行わない。</p> <p>(種優先株式に係る中間配当)</p> <p>当社は、種優先株主または種優先登録質権者に対しては、第38条に定める中間配当を一切行わない。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>1.当社の残余財産を分配するときは、種優先株主または種優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、種優先株式1株につき種優先株式1株の発行価額相当額を支払う。</p> <p>2.種優先株主または種優先登録質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>(種優先株式の買入消却)</p> <p>当社はいつでも種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。</p>	<p><削除></p>

現行定款	変更案
<p>(種優先株式の強制償還)</p> <p>1.当社は、種優先株式の発行日から3年間を経過した日以降、株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値が20連続取引日にわたり、当該各取引日に適用のある種優先株式の転換価額(発行に際して取締役会の決議で定める。)に発行に際して取締役会の決議で定める割合を乗じた価額以上であった場合、種優先株式の全部または一部を強制償還することができる。</p> <p>2.償還価額は、種優先株式1株につき種優先株式1株の発行価額相当額とする。</p> <p>3.一部償還するときは、抽選その他の方法により行う。</p> <p>(議決権)</p> <p>種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>(株式の併合または分割、新株引受権等の付与)</p> <p>1.当社は、法令に定める場合を除き、種優先株式について株式の併合または分割を行わない。</p> <p>2.当社は、種優先株主には、新株引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</p> <p>(転換予約権)</p> <p>種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</p> <p>(強制転換条項)</p> <p>1.転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下本号において「強制転換基準日」という。)以降の取締役会で定める日をもって、種優先株式の発行価額相当額を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。以下本項において「強制転換価額」という。)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>2.前号において、強制転換価額が発行に際して取締役会で定める下限強制転換価額を下回るときは、種優先株式の発行価額相当額を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式となる。</p> <p>3.前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法第220条に定める方法によりこれを取扱う。</p>	
<p>第9条の8(優先株式の買い受けまたは消却)</p> <p>当社が優先株式を買い受けまたは消却するときは、一または複数の種類の優先株式のみについて、その全部または一部の買い受けまたは消却を行うことができる。</p>	<p><削除></p>

現行定款	変更案
<p>第9条の9（優先順位） 種優先株式、種優先株式、種優先株式および種優先株式に係る優先配当金および優先中間配当金ならびに種優先株式、種優先株式、種優先株式、種優先株式および種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、それぞれ同順位とする。</p> <p>種優先株式に係る利益配当金および中間配当金の支払順位は、種優先株式、種優先株式、種優先株式および種優先株式に劣後し、種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、種優先株式、種優先株式、種優先株式、種優先株式および種優先株式に劣後するものとする。</p>	<p>第11条の11（優先順位） 第一回種優先株式、第二回種優先株式、第三回種優先株式、第四回種優先株式、第一回種優先株式、第一回種優先株式、第一回種優先株式および第二回種優先株式に係る優先配当金および優先中間配当金ならびに第一回種優先株式、第二回種優先株式、第三回種優先株式、第四回種優先株式、第一回種優先株式、第一回種優先株式、第一回種優先株式および第二回種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、それぞれ同順位とする。</p> <p>第一回種優先株式に係る配当金および中間配当金の支払順位は、第一回種優先株式、第二回種優先株式、第三回種優先株式、第四回種優先株式、第一回種優先株式、第一回種優先株式、第一回種優先株式および第二回種優先株式に劣後し、第一回種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、第一回種優先株式、第二回種優先株式、第三回種優先株式、第四回種優先株式、第一回種優先株式、第一回種優先株式、第一回種優先株式および第二回種優先株式に劣後するものとする。</p>
<p>第3章 株主総会 第10条（招集） 当会社の定時株主総会は毎決算期の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要あるときに招集する。</p>	<p>第3章 株主総会 第12条（招集） 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p>
<p><新設></p>	<p>第13条（定時株主総会の基準日） 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p>
<p>第11条（招集地） 株主総会は、本店所在地または東京都各区内において招集することができる。</p>	<p><削除></p>
<p>第12条（議長） 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。</p> <p>取締役社長にさしつかえがあるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>第14条（招集権者および議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>取締役社長にさしつかえがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p><新設></p>	<p>第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>第13条（決議の方法） 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>商法第343条第1項の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p>	<p>第16条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>

現行定款	変更案
<p>第 14 条（議決権の代理行使） 株主は代理人によって議決権を行使することができる。ただし、代理人は議決権を行使しうる当会社の株主であることを要する。 <省略></p>	<p>第 17 条（議決権の代理行使） 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u> <現行どおり></p>
<p>第 15 条（議事録） <u>株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	<p><削除></p>
<p>第 16 条（種類株主総会） 第 11 条、第 12 条、第 14 条および第 15 条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。 第 8 条第 1 項の規定は、<u>定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u> <新設> <新設></p>	<p>第 18 条（種類株主総会） 第 14 条、第 15 条および第 17 条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。 第 13 条の規定は、<u>定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会にこれを準用する。</u> 第 16 条第 1 項の規定は、<u>会社法第 324 条第 1 項の規定によるべき種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> 第 16 条第 2 項の規定は、<u>会社法第 324 条第 2 項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>
<p>第 4 章 取締役および取締役会 第 17 条（取締役の員数） <省略></p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会 第 19 条（取締役の員数） <現行どおり></p>
<p>第 18 条（取締役の選任） 取締役は株主総会において選任する。 取締役の選任については、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <省略></p>	<p>第 20 条（取締役の選任） 取締役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u> 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <現行どおり></p>
<p>第 19 条（取締役の任期） 取締役の任期は、<u>就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 補欠または増員として選任された取締役の任期は、<u>前任者または他の取締役の任期の残存期間とする。</u></p>	<p>第 21 条（取締役の任期） 取締役の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第 20 条（代表取締役および役付取締役） 取締役会の決議により、<u>取締役のうちから代表取締役を定める。</u> <u>代表取締役は、各自当会社を代表する。</u> <u>取締役会の決議により、代表取締役の中から取締役社長 1 名を定める。</u> <u>取締役会の決議により、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>第 22 条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、<u>取締役の中から代表取締役を選定する。</u> <削除> <u>取締役会は、代表取締役の中から取締役社長 1 名を選定する。</u> <u>取締役会は、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>
<p>第 21 条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し議長となる。</u> 取締役社長にさしつかえがあるときは、<u>取締役会の決議によりあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>第 23 条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</u> 取締役社長にさしつかえがあるときは、<u>あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>第 22 条（取締役会の招集通知） <u>取締役会の招集の通知は各取締役および各監査役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u> <u>取締役会は、取締役および監査役全員の同意あるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p>	<p>第 24 条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集の通知は、<u>各取締役および各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u> <削除></p>

現行定款	変更案
<p>第 23 条（取締役会の決議方法） <u>取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><新設></p>	<p><削除></p>
<p>第 24 条（取締役会の議事録） <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	<p><削除></p>
<p>第 25 条（取締役会規程） <省略></p>	<p>第 26 条（取締役会規程） <現行どおり></p>
<p>第 26 条（取締役の責任免除） 当社は、<u>商法第 266 条第 12 項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> 当社は、<u>商法第 266 条第 19 項の規定により、社外取締役との間に、同条第 1 項第 5 号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>第 27 条（取締役の責任免除） 当社は、<u>会社法 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 当社は、<u>会社法 427 条第 1 項の規定により、社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を社外取締役と締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額と会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会 第 27 条（監査役員の員数） <省略></p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会 第 28 条（監査役員の員数） <現行どおり></p>
<p>第 28 条（監査役員の選任） <u>監査役は株主総会において選任する。</u> <u>監査役員の選任については、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第 29 条（監査役員の選任） <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>監査役員の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>第 29 条（監査役員の任期） <u>監査役員の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>補欠として選任された監査役員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。</u></p>	<p>第 30 条（監査役員の任期） <u>監査役員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査役員の補欠として選任された監査役員の任期は、退任した監査役員の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第 30 条（常勤監査役） <u>監査役は互選をもって常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>第 31 条（常勤監査役） <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>第 31 条（監査役会の招集通知） <u>監査役会の招集の通知は各監査役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u> <u>監査役会は、監査役全員の同意あるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p>	<p>第 32 条（監査役会の招集通知） <u>監査役会の招集の通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u> <削除></p>
<p>第 32 条（監査役会の決議方法） <u>監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p><削除></p>

現行定款	変更案
<p>第 33 条（監査役会の議事録） <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	<p>< 削除 ></p>
<p>第 34 条（監査役会規程） < 省略 ></p>	<p>第 33 条（監査役会規程） < 現行どおり ></p>
<p>第 35 条（監査役の実任免除） 当社は商法第 280 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>< 新設 ></p>	<p>第 34 条（監査役の実任免除） <u>当社は、会社法 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を社外監査役と締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額と会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>
<p>第 6 章 計 算</p>	<p>第 6 章 計 算</p>
<p>第 36 条（営業年度） 当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、営業年度の末日を決算期とする。</p>	<p>第 35 条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</p>
<p>第 37 条（利益配当金） <u>利益配当金は毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u> < 新設 ></p>	<p>第 36 条（剰余金の配当） <u>当社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日を基準日として、剰余金の配当をすることができる。</u> <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として、会社法第 454 条第 5 項に定める中間配当をすることができる</u></p>
<p>第 38 条（中間配当） <u>取締役会の決議により毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当（商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配をいう。以下同じ。）を行うことができる。</u></p>	<p>< 削除 ></p>
<p>第 39 条（配当金の除斥期間） 利益配当金および中間配当金はその支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。 利益配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>	<p>第 37 条（配当財産の除斥期間） <u>配当財産がその交付開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その交付の義務を免れる。</u> <u>未交付の配当財産には利息をつけない。</u></p>
<p>< 新設 ></p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>第 1 条（公告方法の変更効力発生日） <u>第 5 条の変更は、平成 18 年 9 月 1 日より効力を生ずる。</u> <u>本付則は、効力発生日経過後、削除されるものとする。</u></p>

第一回 種優先株式要項

1. 優先配当金

(1) 第一回 種優先配当金

当社は、定款第36条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、第一回 種優先株式を有する株主（以下「第一回 種優先株主」という。）または第一回 種優先株式の登録株式質権者（以下「第一回 種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第一回 種優先株式1株につき下記(2)に定める額の剰余金（以下「第一回 種優先配当金」という。）を金銭により配当する。ただし、当該事業年度において下記(3)に定める第一回 種優先中間配当金を支払ったときは、当該第一回 種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第一回 種優先配当金の額

第一回 種優先配当金の額は、2,000 円に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率（以下「第一回 種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。第一回 種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が200円を超える場合は、第一回 種優先配当金の額は200円とする。

第一回 種優先配当年率は、平成15年4月1日以降、次回配当年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

第一回 種優先配当年率 = 日本円 TIBOR（1年物） + 0.75%

第一回 種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成16年4月1日および、以降毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円 TIBOR（1年物）」とは、平成15年4月1日または各配当年率修正日およびその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の2時点において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円 TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。

日本円 TIBOR（1年物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円 LIBOR1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円 TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

(3) 第一回 種優先中間配当金

当社は、定款第36条第2項に定める中間配当を行うときは、第一回 種優先株主または第一回 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、上記(2)に定める額の2分の1の剰余金（以下「第一回 種優先中間配当金」という。）を金銭により配当する。

(4) 非累積条項

ある事業年度において第一回 種優先株主または第一回 種優先登録株式質権者に対して配当する1株あたり剰余金の額が上記(2)に定める第一回 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

第一回 種優先株主または第一回 種優先登録株式質権者に対しては、第一回 種優先配当金を超えて配当は行わない。

2. 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、第一回 種優先株主または第一回 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一回 種優先株式1株につき金2,000円を支払う。

第一回 種優先株主または第一回 種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

第一回 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、第一回 種優先株主は、平成19年4月1日以降、当社の前事業年度末のその他利益剰余金から、前事業年度に係る定時株主総会において決議する予定の優先株式の取得価額の総額を控除した額が600億円を超える場合に、第一回 種優先株主に対して第一回 種優先配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、またはその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、第一回 種優先株主に対して第一回 種優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

4. 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第一回 種優先株式について株式の併合もしくは分割、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

当社は、第一回 種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

5. 普通株式の交付と引換えに第一回 種優先株式を取得することを請求する権利

(1) 取得を請求し得べき期間（以下「転換請求期間」という。）

平成 18 年 5 月 14 日から平成 28 年 5 月 13 日までとする。

(2) 転換価額等の条件

第一回 種優先株主は、1 株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社に対して、当社の普通株式の交付と引換えに第一回 種優先株式を取得することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。

(イ) 当初転換価額

262 円

(ロ) 転換価額の修正

転換価額は、平成 18 年 5 月 14 日から平成 27 年 5 月 14 日まで、毎年 5 月 14 日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ 45 取引日（以下本要項において「取引日」というときは終値のない日を除く。）目に始まる 30 取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に修正される（修正後転換価額は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。なお、上記の時価算定期間に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の 80% に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の 100% に相当する金額（以下「上限転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ハ) 転換価額の調整

転換価額は、平成 15 年 6 月 1 日以降、下記 に掲げる各事由により、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

転換価額調整式により第一回 種優先株式の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記 (ii) に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する当社の普通株式を処分する場合（ただし、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得または行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ii) 株式の分割（無償割当てを含む。）をする場合。

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 下記 (ii) に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込み（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

当社は、上記 に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適

当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

(i) 株式の併合、資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。

(i) 転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ii) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(iii) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。

(二) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

第一回 種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\frac{\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数}}{\text{普通株式数}} = \frac{\text{第一回 種優先株主が転換請求のために提出した第一回 種優先株式数} \times 2,000 \text{ 円}}{\text{転換価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ホ) 転換請求受付場所

東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(ハ) 転換の効力発生

転換請求書および第一回 種優先株式の株券が上記(ホ)に記載する転換請求受付場所に到着した時に、当会社は当該第一回 種優先株式を取得し、当該転換請求をした株主は、当会社がその取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式の株主となる。ただし、第一回 種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

6. 普通株式への強制転換

当会社は、転換請求期間中に転換請求のなかった第一回 種優先株式を、転換請求期間の末日の翌日(以下「強制転換基準日」という。)以降の取締役会で定める日をもって取得し、これと引換えに、2,000円を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(以下「強制転換価額」という。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

この場合、強制転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限強制転換価額」という。)を下回るときは、2,000円を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式を交付する。

ただし、上記5.(2)に定める転換価額が強制転換基準日までに上記5.(2)(ハ)により調整された場合には、下限強制転換価額についても同様の調整を行うものとする。

前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

第二回 種優先株式要項

1. 優先配当金

(1) 第二回 種優先配当金

当社は、定款第36条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、第二回 種優先株式を有する株主（以下「第二回 種優先株主」という。）または第二回 種優先株式の登録株式質権者（以下「第二回 種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第二回 種優先株式1株につき下記(2)に定める額の剰余金（以下「第二回 種優先配当金」という。）を金銭により配当する。ただし、当該事業年度において下記(3)に定める第二回 種優先中間配当金を支払ったときは、当該第二回 種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第二回 種優先配当金の額

第二回 種優先配当金の額は、2,000 円に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率（以下「第二回 種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。第二回 種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が200円を超える場合は、第二回 種優先配当金の額は200円とする。

第二回 種優先配当年率は、平成15年4月1日以降、次回配当年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

第二回 種優先配当年率 = 日本円 TIBOR（1年物） + 1.0%

第二回 種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成16年4月1日および、以降毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円 TIBOR（1年物）」とは、平成15年4月1日または各配当年率修正日およびその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の2時点において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円 TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。

日本円 TIBOR（1年物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円 LIBOR1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円 TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

(3) 第二回 種優先中間配当金

当社は、定款第36条第2項に定める中間配当を行うときは、第二回 種優先株主または第二回 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、上記(2)に定める額の2分の1の剰余金（以下「第二回 種優先中間配当金」という。）を金銭により配当する。

(4) 非累積条項

ある事業年度において第二回 種優先株主または第二回 種優先登録株式質権者に対して配当する1株あたり剰余金の額が上記(2)に定める第二回 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

第二回 種優先株主または第二回 種優先登録株式質権者に対しては、第二回 種優先配当金を超えて配当は行わない。

2. 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、第二回 種優先株主または第二回 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第二回 種優先株式1株につき金2,000円を支払う。

第二回 種優先株主または第二回 種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

第二回 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、第二回 種優先株主は、平成19年4月1日以降、当社の前事業年度末のその他利益剰余金から、前事業年度に係る定時株主総会において決議する予定の優先株式の取得価額の総額を控除した額が600億円を超える場合に、第二回 種優先株主に対して第二回 種優先配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、またはその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、第二回 種優先株主に対して第二回 種優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

4. 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第二回 種優先株式について株式の併合もしくは分割、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

当社は、第二回 種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

5. 普通株式の交付と引換えに第二回 種優先株式を取得することを請求する権利

(1) 取得を請求し得べき期間（以下「転換請求期間」という。）

平成 20 年 5 月 14 日から平成 30 年 5 月 13 日までとする。

(2) 転換価額等の条件

第二回 種優先株主は、1 株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社に対して、当社の普通株式の交付と引換えに第二回 種優先株式を取得することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。

(イ) 当初転換価額

262 円

(ロ) 転換価額の修正

転換価額は、平成 20 年 5 月 14 日から平成 29 年 5 月 14 日まで、毎年 5 月 14 日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ 45 取引日（以下本要項において「取引日」というときは終値のない日を除く。）目に始まる 30 取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に修正される（修正後転換価額は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。なお、上記の時価算定期間に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の 80% に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の 100% に相当する金額（以下「上限転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ハ) 転換価額の調整

転換価額は、平成 15 年 6 月 1 日以降、下記 に掲げる各事由により、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

転換価額調整式により第二回 種優先株式の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記 (ii) に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する当社の普通株式を処分する場合（ただし、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得または行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ii) 株式の分割（無償割当てを含む。）をする場合。

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 下記 (ii) に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込み（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

当社は、上記 に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適

当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

(i) 株式の併合、資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。

(i) 転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ii) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(iii) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。

(二) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

第二回 種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\frac{\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数}}{\text{普通株式数}} = \frac{\text{第二回 種優先株主が転換請求のために提出した第二回 種優先株式数} \times 2,000 \text{ 円}}{\text{転換価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ホ) 転換請求受付場所

東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(ハ) 転換の効力発生

転換請求書および第二回 種優先株式の株券が上記(ホ)に記載する転換請求受付場所に到着した時に、当会社は当該第二回 種優先株式を取得し、当該転換請求をした株主は、当社がその取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。ただし、第二回 種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

6. 普通株式への強制転換

当会社は、転換請求期間中に転換請求のなかった第二回 種優先株式を、転換請求期間の末日の翌日(以下「強制転換基準日」という。)以降の取締役会で定める日をもって取得し、これと引換えに、2,000円を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(以下「強制転換価額」という。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

この場合、強制転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限強制転換価額」という。)を下回るときは、2,000円を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式を交付する。

ただし、上記5.(2)に定める転換価額が強制転換基準日までに上記5.(2)(ハ)により調整された場合には、下限強制転換価額についても同様の調整を行うものとする。

前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

第三回 種優先株式要項

1. 優先配当金

(1) 第三回 種優先配当金

当社は、定款第36条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、第三回 種優先株式を有する株主（以下「第三回 種優先株主」という。）または第三回 種優先株式の登録株式質権者（以下「第三回 種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第三回 種優先株式1株につき下記(2)に定める額の剰余金（以下「第三回 種優先配当金」という。）を金銭により配当する。ただし、当該事業年度において下記(3)に定める第三回 種優先中間配当金を支払ったときは、当該第三回 種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第三回 種優先配当金の額

第三回 種優先配当金の額は、2,000 円に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率（以下「第三回 種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。第三回 種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が200円を超える場合は、第三回 種優先配当金の額は200円とする。

第三回 種優先配当年率は、平成15年4月1日以降、次回配当年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

第三回 種優先配当年率 = 日本円 TIBOR（1年物） + 1.25%

第三回 種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成16年4月1日および、以降毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円 TIBOR（1年物）」とは、平成15年4月1日または各配当年率修正日およびその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の2時点において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円 TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。

日本円 TIBOR（1年物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円 LIBOR1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円 TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

(3) 第三回 種優先中間配当金

当社は、定款第36条第2項に定める中間配当を行うときは、第三回 種優先株主または第三回 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、上記(2)に定める額の2分の1の剰余金（以下「第三回 種優先中間配当金」という。）を金銭により配当する。

(4) 非累積条項

ある事業年度において第三回 種優先株主または第三回 種優先登録株式質権者に対して配当する1株あたり剰余金の額が上記(2)に定める第三回 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

第三回 種優先株主または第三回 種優先登録株式質権者に対しては、第三回 種優先配当金を超えて配当は行わない。

2. 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、第三回 種優先株主または第三回 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第三回 種優先株式1株につき金2,000円を支払う。

第三回 種優先株主または第三回 種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

第三回 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、第三回 種優先株主は、平成19年4月1日以降、当社の前事業年度末のその他利益剰余金から、前事業年度に係る定時株主総会において決議する予定の優先株式の取得価額の総額を控除した額が600億円を超える場合に、第三回 種優先株主に対して第三回 種優先配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、またはその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、第三回 種優先株主に対して第三回 種優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

4. 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第三回 種優先株式について株式の併合もしくは分割、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

当社は、第三回 種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

5. 普通株式の交付と引換えに第三回 種優先株式を取得することを請求する権利

(1) 取得を請求し得べき期間（以下「転換請求期間」という。）

平成 22 年 5 月 14 日から平成 32 年 5 月 13 日までとする。

(2) 転換価額等の条件

第三回 種優先株主は、1 株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社に対して、当社の普通株式の交付と引換えに第三回 種優先株式を取得することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。

(イ) 当初転換価額

262 円

(ロ) 転換価額の修正

転換価額は、平成 22 年 5 月 14 日から平成 31 年 5 月 14 日まで、毎年 5 月 14 日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ 45 取引日（以下本要項において「取引日」というときは終値のない日を除く。）目に始まる 30 取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に修正される（修正後転換価額は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の 80% に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の 100% に相当する金額（以下「上限転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ハ) 転換価額の調整

転換価額は、平成 15 年 6 月 1 日以降、下記 に掲げる各事由により、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\text{調整後} \\ \text{転換価額} = \text{調整前} \\ \text{転換価額} \times \frac{\text{既発行} \\ \text{普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分} \\ \text{普通株式数} \times \text{1株あたりの} \\ \text{払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

転換価額調整式により第三回 種優先株式の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記 (ii) に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する当社の普通株式を処分する場合（ただし、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得または行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ii) 株式の分割（無償割当てを含む。）をする場合。

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 下記 (ii) に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込み（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

当社は、上記 に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適

当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

(i) 株式の併合、資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。

(i) 転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ii) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(iii) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。

(二) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

第三回 種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\frac{\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数}}{\text{普通株式数}} = \frac{\text{第三回 種優先株主が転換請求のために提出した第三回 種優先株式数} \times 2,000 \text{ 円}}{\text{転換価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ホ) 転換請求受付場所

東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(ハ) 転換の効力発生

転換請求書および第三回 種優先株式の株券が上記(ホ)に記載する転換請求受付場所に到着した時に、当会社は当該第三回 種優先株式を取得し、当該転換請求をした株主は、当社がその取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式の株主となる。ただし、第三回 種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

6. 普通株式への強制転換

当会社は、転換請求期間中に転換請求のなかった第三回 種優先株式を、転換請求期間の末日の翌日(以下「強制転換基準日」という。)以降の取締役会で定める日をもって取得し、これと引換えに、2,000円を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(以下「強制転換価額」という。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

この場合、強制転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限強制転換価額」という。)を下回るときは、2,000円を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式を交付する。

ただし、上記5.(2)に定める転換価額が強制転換基準日までに上記5.(2)(ハ)により調整された場合には、下限強制転換価額についても同様の調整を行うものとする。

前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

第四回 種優先株式要項

1. 優先配当金

(1) 第四回 種優先配当金

当社は、定款第36条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、第四回 種優先株式を有する株主（以下「第四回 種優先株主」という。）または第四回 種優先株式の登録株式質権者（以下「第四回 種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第四回 種優先株式1株につき下記(2)に定める額の剰余金（以下「第四回 種優先配当金」という。）を金銭により配当する。ただし、当該事業年度において下記(3)に定める第四回 種優先中間配当金を支払ったときは、当該第四回 種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第四回 種優先配当金の額

第四回 種優先配当金の額は、2,000 円に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率（以下「第四回 種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。第四回 種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が200円を超える場合は、第四回 種優先配当金の額は200円とする。

第四回 種優先配当年率は、平成15年4月1日以降、次回配当年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

第四回 種優先配当年率 = 日本円 TIBOR（1年物） + 1.5%

第四回 種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成16年4月1日および、以降毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円 TIBOR（1年物）」とは、平成15年4月1日または各配当年率修正日およびその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の2時点において、午前11時における日本円1年物トーキー・インター・バンク・オファード・レート（日本円 TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。

日本円 TIBOR（1年物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円 LIBOR1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円 TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

(3) 第四回 種優先中間配当金

当社は、定款第36条第2項に定める中間配当を行うときは、第四回 種優先株主または第四回 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、上記(2)に定める額の2分の1の剰余金（以下「第四回 種優先中間配当金」という。）を金銭により配当する。

(4) 非累積条項

ある事業年度において第四回 種優先株主または第四回 種優先登録株式質権者に対して配当する1株あたり剰余金の額が上記(2)に定める第四回 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

第四回 種優先株主または第四回 種優先登録株式質権者に対しては、第四回 種優先配当金を超えて配当は行わない。

2. 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、第四回 種優先株主または第四回 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第四回 種優先株式1株につき金2,000円を支払う。

第四回 種優先株主または第四回 種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

第四回 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、第四回 種優先株主は、平成19年4月1日以降、当社の前事業年度末のその他利益剰余金から、前事業年度に係る定時株主総会において決議する予定の優先株式の取得価額の総額を控除した額が600億円を超える場合に、第四回 種優先株主に対して第四回 種優先配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、またはその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、第四回 種優先株主に対して第四回 種優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

4. 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第四回 種優先株式について株式の併合もしくは分割、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

当社は、第四回 種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

5. 普通株式の交付と引換えに第四回 種優先株式を取得することを請求する権利

(1) 取得を請求し得べき期間（以下「転換請求期間」という。）

平成 24 年 5 月 14 日から平成 34 年 5 月 13 日までとする。

(2) 転換価額等の条件

第四回 種優先株主は、1 株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社に対して、当社の普通株式の交付と引換えに第四回 種優先株式を取得することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。

(イ) 当初転換価額

262 円

(ロ) 転換価額の修正

転換価額は、平成 24 年 5 月 14 日から平成 33 年 5 月 14 日まで、毎年 5 月 14 日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ 45 取引日（以下本要項において「取引日」というときは終値のない日を除く。）目に始まる 30 取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に修正される（修正後転換価額は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。なお、上記の時価算定期間に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の 80% に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の 100% に相当する金額（以下「上限転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ハ) 転換価額の調整

転換価額は、平成 15 年 6 月 1 日以降、下記 に掲げる各事由により、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

転換価額調整式により第四回 種優先株式の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記 (ii) に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する当社の普通株式を処分する場合（ただし、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得または行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ii) 株式の分割（無償割当てを含む。）をする場合。

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 下記 (ii) に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込み（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

当社は、上記 に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適

当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

(i) 株式の併合、資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。

(i) 転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ii) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(iii) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。

(二) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

第四回 種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\frac{\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数}}{\text{普通株式数}} = \frac{\text{第四回 種優先株主が転換請求のために提出した}}{\text{第四回 種優先株式数} \times 2,000 \text{ 円}} \times \text{転換価額}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ホ) 転換請求受付場所

東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(ハ) 転換の効力発生

転換請求書および第四回 種優先株式の株券が上記(ホ)に記載する転換請求受付場所に到着した時に、当会社は当該第四回 種優先株式を取得し、当該転換請求をした株主は、当社がその取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式の株主となる。ただし、第四回 種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

6. 普通株式への強制転換

当会社は、転換請求期間中に転換請求のなかった第四回 種優先株式を、転換請求期間の末日の翌日（以下「強制転換基準日」という。）以降の取締役会で定める日をもって取得し、これと引換えに、2,000円を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（以下「強制転換価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

この場合、強制転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限強制転換価額」という。）を下回るときは、2,000円を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式を交付する。

ただし、上記5.(2)に定める転換価額が強制転換基準日までに上記5.(2)(ハ)により調整された場合には、下限強制転換価額についても同様の調整を行うものとする。

前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

第一回 種優先株式要項

1. 優先配当金

(1) 第一回 種優先配当金

当社は、定款第36条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、第一回 種優先株式を有する株主（以下「第一回 種優先株主」という。）または第一回 種優先株式の登録株式質権者（以下「第一回 種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第一回 種優先株式1株につき下記(2)に定める額の剰余金（以下「第一回 種優先配当金」という。）を金銭により配当する。ただし、当該事業年度において下記(3)に定める第一回 種優先中間配当金を支払ったときは、当該第一回 種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第一回 種優先配当金の額

第一回 種優先配当金の額は、2,000 円に、それぞれの事業年度毎に下記の配当率（以下「第一回 種優先配当率」という。）を乗じて算出した額とする。第一回 種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が200円を超える場合は、第一回 種優先配当金の額は200円とする。

第一回 種優先配当率は、平成15年4月1日以降、次回配当率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

第一回 種優先配当率 = 日本円 TIBOR（1年物） + 1.75%

第一回 種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当率修正日」は、平成16年4月1日および、以降毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当率修正日とする。

「日本円 TIBOR（1年物）」とは、平成15年4月1日または各配当率修正日およびその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の2時点において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円 TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。

日本円 TIBOR（1年物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円 LIBOR1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円 TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

(3) 第一回 種優先中間配当金

当社は、定款第36条第2項に定める中間配当を行うときは、第一回 種優先株主または第一回 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、上記(2)に定める額の2分の1の剰余金（以下「第一回 種優先中間配当金」という。）を金銭により配当する。

(4) 非累積条項

ある事業年度において第一回 種優先株主または第一回 種優先登録株式質権者に対して配当する1株あたり剰余金の額が上記(2)に定める第一回 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

第一回 種優先株主または第一回 種優先登録株式質権者に対しては、第一回 種優先配当金を超えて配当は行わない。

2. 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、第一回 種優先株主または第一回 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一回 種優先株式1株につき金2,000円を支払う。

第一回 種優先株主または第一回 種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

3. 第一回 種優先株主による取得請求権

(1) 第一回 種優先株主は、平成27年5月14日以降、当社の前事業年度末のその他利益剰余金が600億円を超える場合、毎年7月1日から7月31日までの期間（以下「取得請求可能期間」という。）において、当該その他利益剰余金に2分の1を乗じた額から、当該取得請求がなされた事業年度の前事業年度に係る定時株主総会において決議した、または決議する予定の優先株式の取得価額の総額を控除した額を限度として、その保有する第一回 種優先株式の全部または一部の取得請求をすることができ、当社は、取得請求可能期間満了の日から1ヵ月以内に、取得手続を行うものとする。

(2)前記限度額を超えて第一回 種優先株主からの取得請求があった場合、取得の順位は、取得請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。

(3)取得価額は、第一回 種優先株式 1 株につき金 2,000 円とする。

4. 議決権

第一回 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、第一回 種優先株主は、平成 19 年 4 月 1 日以降、当会社の前事業年度末のその他利益剰余金から、前事業年度に係る定時株主総会において決議する予定の優先株式の取得価額の総額を控除した額が 600 億円を超える場合に、第一回 種優先株主に対して第一回 種優先配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、またはその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、第一回 種優先株主に対して第一回 種優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

5. 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第一回 種優先株式について株式の併合もしくは分割、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

当社は、第一回 種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

6. 普通株式の交付と引換えに第一回 種優先株式を取得することを請求する権利

(1)取得を請求し得べき期間（以下「転換請求期間」という。）

平成 26 年 5 月 14 日から平成 36 年 5 月 13 日までとする。

(2)転換価額等の条件

第一回 種優先株主は、1 株につき下記(イ)乃至(ロ)に定める転換価額により、当会社に対して、当会社の普通株式の交付と引換えに第一回 種優先株式を取得することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。

(イ)当初転換価額

262 円

(ロ)転換価額の修正

転換価額は、平成 26 年 5 月 14 日から平成 35 年 5 月 14 日まで、毎年 5 月 14 日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ 45 取引日（以下本要項において「取引日」というときは終値のない日を除く。）目に始まる 30 取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に修正される（修正後転換価額は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の 80% に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の 100% に相当する金額（以下「上限転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ハ)転換価額の調整

転換価額は、平成 15 年 6 月 1 日以降、下記 に掲げる各事由により、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

転換価額調整式により第一回 種優先株式の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i)下記 (ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合（ただし、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得または行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適

用する。

(ii)株式の分割(無償割当てを含む。)をする場合。

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii)下記 (ii)に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込み(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

当社は、上記に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

(i)株式の併合、資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii)その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(iii)転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。

(i)転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ii)転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(iii)転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。

(二)取得と引換えに交付すべき普通株式数

第一回 種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\frac{\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数}}{\text{普通株式数}} = \frac{\text{第一回 種優先株主が転換請求のために提出した 第一回 種優先株式数} \times 2,000 \text{ 円}}{\text{転換価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ホ)転換請求受付場所

東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(ハ)転換の効力発生

転換請求書および第一回 種優先株式の株券が上記(ホ)に記載する転換請求受付場所に到着した時に、当社は当該第一回 種優先株式を取得し、当該転換請求をした株主は、当社がその取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式の株主となる。ただし、第一回 種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

7. 普通株式への強制転換

当社は、転換請求期間中に転換請求のなかった第一回 種優先株式を、転換請求期間の末日の翌日(以下「強制転換基準日」という。)以降の取締役会で定める日をもって取得し、これと引換えに、2,000円を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(以下「強制転換価額」という。)で除して得られる数の普通株式

を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

この場合、強制転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限強制転換価額」という。）を下回るときは、2,000円を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式を交付する。

ただし、上記6.(2)に定める転換価額が強制転換基準日までに上記6.(2)(ハ)により調整された場合には、下限強制転換価額についても同様の調整を行うものとする。

前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

第一回 種優先株式要項

1. 優先配当金

(1) 第一回 種優先配当金

当社は、定款第36条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、第一回 種優先株式を有する株主（以下「第一回 種優先株主」という。）または第一回 種優先株式の登録株式質権者（以下「第一回 種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第一回 種優先株式1株につき下記(2)に定める額の剰余金（以下「第一回 種優先配当金」という。）を金銭により配当する。ただし、当該事業年度において下記(3)に定める第一回 種優先中間配当金を支払ったときは、当該第一回 種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第一回 種優先配当金の額

1株につき15円

(3) 第一回 種優先中間配当金

当社は、定款第36条第2項に定める中間配当を行うときは、第一回 種優先株主または第一回 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、上記(2)に定める額の2分の1の剰余金（以下「第一回 種優先中間配当金」という。）を金銭により配当する。

(4) 非累積条項

ある事業年度において第一回 種優先株主または第一回 種優先登録株式質権者に対して配当する1株あたり剰余金の額が上記(2)に定める第一回 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

第一回 種優先株主または第一回 種優先登録株式質権者に対しては、第一回 種優先配当金を超えて配当は行わない。

2. 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、第一回 種優先株主または第一回 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一回 種優先株式1株につき金2,000円を支払う。

第一回 種優先株主または第一回 種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

3. 130%コールオプションによる取得条項

(1) 当社は、平成18年5月14日以降、株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値が20連続取引日（以下本要項において「取引日」というときは終値のない日を除く。）にわたり、当該各取引日に適用のある第一回 種優先株式の転換価額の130%以上であった場合、当社はその選択により、当該20連続取引日の末日から30日以内に、第一回 種優先株主に対して当会社が別に定める取得日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、第一回 種優先株式の全部または一部を取得することができる。

(2) 取得価額は、第一回 種優先株式1株につき金2,000円とする。

(3) 一部取得するときは、抽選その他の方法により行う。

4. 議決権

第一回 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、第一回 種優先株主は、平成19年4月1日以降、当社の前事業年度末のその他利益剰余金から、前事業年度に係る定時株主総会において決議する予定の優先株式の取得価額の総額を控除した額が600億円を超える場合に、第一回 種優先株主に対して第一回 種優先配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、またはその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、第一回 種優先株主に対して第一回 種優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

5. 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第一回 種優先株式について株式の併合もしくは分割、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

当社は、第一回 種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

6. 普通株式の交付と引換えに第一回 種優先株式を取得することを請求する権利

(1) 取得を請求し得べき期間（以下「転換請求期間」という。）

平成 16 年 5 月 14 日から平成 25 年 5 月 13 日までとする。

(2) 転換価額等の条件

第一回 種優先株主は、1 株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当会社に対して、当会社の普通株式の交付と引換えに第一回 種優先株式を取得することを請求(以下「転換請求」という。)することができる。

(イ) 当初転換価額

当初転換価額は、平成 15 年 11 月 14 日に先立つ 5 営業日（平成 15 年 11 月 14 日を除き、終値のない日を含む。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の合計を終値のある営業日数で除して得られる金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り捨てる。）とする。

(ロ) 転換価額の修正

転換価額は、平成 16 年 5 月 14 日から平成 24 年 5 月 14 日まで、毎年 5 月 14 日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ 10 取引日（当該転換価額修正日を除く。以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値がその時に有効な転換価額を下回る場合、かかる平均値に修正される（修正後転換価額は円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り捨てる。なお、上記の時価算定期間に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の 30%に相当する金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り捨てる。以下「下限転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ハ) 転換価額の調整

転換価額は、平成 15 年 11 月 14 日以降、下記 に掲げる各事由により、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの普通株式の払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

転換価額調整式により第一回 種優先株式の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記 (ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合（ただし、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得または行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ii) 株式の分割（無償割当てを含む。）をする場合。

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 下記 (ii)に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込み（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

当会社は、上記 に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

(i) 株式の併合、資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(i) 転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

(iii) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式に使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。

(二) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

第一回 種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\frac{\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数}}{\text{普通株式数}} = \frac{\text{第一回 種優先株主が転換請求のために提出した第一回 種優先株式数} \times 2,000 \text{ 円}}{\text{転換価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ホ) 転換請求受付場所

東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(ハ) 転換の効力発生

転換請求書および第一回 種優先株式の株券が上記(ホ)に記載する転換請求受付場所に到着した時に、当社は当該第一回 種優先株式を取得し、当該転換請求をした株主は、当社がその取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式の株主となる。ただし、第一回 種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

7. 普通株式への強制転換

当社は、転換請求期間中に転換請求のなかった第一回 種優先株式を、転換請求期間の末日の翌日（以下「強制転換基準日」という。）以降の取締役会で定める日をもって取得し、これと引換えに、2,000円を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（以下「強制転換価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

この場合、強制転換価額が当初転換価額の30%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。以下「下限強制転換価額」という。）を下回るときは、2,000円を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式を交付する。また、強制転換価額が強制転換基準日の前日において適用のある第一回 種優先株式の転換価額の100%に相当する金額（以下「上限強制転換価額」という。）を上回るときは、第一回 種優先株式1株の払込金相当額を当該上限強制転換価額で除して得られる数の普通株式となる。

ただし、上記6.(2)に定める転換価額が強制転換基準日までに上記6.(2)(ハ)により調整された場合には、下限強制転換価額および上限強制転換価額についても同様の調整を行うものとする。

前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

第一回 種優先株式要項

1. 配当金

(1) 第一回 種配当金

当社は、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に対して定款第36条第1項に定める剰余金の配当（以下「期末配当」という。）を行う場合において、その普通株式1株あたりの配当の額と、当該事業年度において普通株主および普通登録株式質権者に対して定款第36条第2項に定める中間配当（以下「中間配当」という。）を支払った場合における普通株式1株あたりの中間配当金の額との合計額（以下「普通株式年間配当額」という。）が、50円以上となるときは、第一回 種優先株式を有する株主（以下「第一回 種優先株主」という。）または第一回 種優先株式の登録株式質権者（以下「第一回 種優先登録株式質権者」という。）に対し、第一回 種優先株式1株につき下記(2)に定める方法により決定される額の剰余金（以下「第一回 種配当金」という。）を金銭により配当する。

(2) 第一回 種配当金の額

第一回 種配当金の額は、普通株式年間配当額を、当該期末配当に係る基準日に先立つ45取引日（以下本要項において「取引日」というときは終値のない日は除く。）目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値で除した値に、10,000円を乗じ、さらにこれに1.2を乗じた額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。以下「第一回 種年間配当額」という。）とする。ただし、当該事業年度において次項に定める第一回 種中間配当金を支払ったときは、第一回 種年間配当額から当該第一回 種中間配当金の額を控除した残額がある場合に、当該残額を第一回 種配当金として支払う。また、第一回 種配当金の額は、当該事業年度において次項に定める第一回 種中間配当金を支払った場合における当該第一回 種中間配当金の額と合計して、2,000円を超えないものとする。

(3) 第一回 種配当金の支払順位

普通株式に係る期末配当金と第一回 種配当金の支払順位は同順位とする。

2. 中間配当金

(1) 第一回 種中間配当金

当社は、普通株主および普通登録株式質権者に対して普通株式1株につき25円以上の額の中間配当金をもって中間配当を行うときは、第一回 種優先株主または第一回 種優先登録株式質権者に対し、第一回 種優先株式1株につき下記(2)に定める方法により決定される額の剰余金（以下「第一回 種中間配当金」という。）を金銭により配当する。

(2) 第一回 種中間配当金の額

第一回 種中間配当金の額は、普通株主および普通登録株式質権者に対して支払う普通株式1株あたりの中間配当金の額を、当該中間配当に係る基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値で除した値に、10,000円を乗じ、さらにこれに1.2を乗じた額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）とする。ただし、第一回 種優先株式1株あたりの第一回 種中間配当金の額は、1,000円を上限とする。

(3) 第一回 種中間配当金の支払順位

普通株式に係る中間配当金および第一回 種中間配当金の支払順位は同順位とする。

3. 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、第一回 種優先株主または第一回 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一回 種優先株式1株につき金10,000円を支払う。

第一回 種優先株主または第一回 種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

4. 取得条項

(1) 当社は、当社が別に定める日（ただし、平成20年3月31日まで（当日を含む。）の日に限る。）に、第一回 種優先株式の全部または一部を取得することができる。

(2) 取得価額は、平成19年9月30日まで（当日を含む。）に取得する場合には第一回 種優先株式1株につき金2,300円とし、平成19年10月1日以降に取得する場合には第一回 種優先株式1株につき金2,500円とする。

(3) 一部取得するときは、各第一回 種優先株主の保有する第一回 種優先株式数に応じて按分して取得する。

5. 議決権

第一回 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

6. 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第一回 種優先株式について株式の併合もしくは分割、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

当社は、第一回 種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

7. 普通株式の交付と引換えに第一回 種優先株式を取得することを請求する権利

(1) 取得を請求し得べき期間（以下「転換請求期間」という。）

平成 36 年 10 月 29 日以降とする。

(2) 転換価額等の条件

第一回 種優先株主は、1 株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社に対して、当社の普通株式の交付と引換えに第一回 種優先株式を取得することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。

(イ) 当初転換価額

当初転換価額は、平成 36 年 10 月 29 日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。ただし、上記計算の結果、当初転換価額が 200 円（以下「下限当初転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には、下限当初転換価額をもって当初転換価額とする。

(ロ) 転換価額の修正

転換価額は、平成 37 年 10 月 29 日以降、毎年 10 月 29 日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。以下「修正後転換価額」という。）に修正される。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の 80% に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ハ) 転換価額の調整

転換価額は、平成 36 年 10 月 29 日以降、下記 に掲げる各事由により、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの普通株式数}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

転換価額調整式により第一回 種優先株式の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記 (ii) に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する当社の普通株式を処分する場合（ただし、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得または行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ii) 株式の分割（無償割当てを含む。）をする場合。

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 下記 (ii) に定める時価を下回る当初価額をもって当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込み（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集

のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

当社は、上記に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

(i)株式の併合、資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii)その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(iii)転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。

(i)転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ii)転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(iii)転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。

(c)上記(i)または(ii)により転換価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額およびその適用の日その他必要な事項を第一回種優先株主に通知する。ただし、上記(ii)(i)ただし書に示される株式の分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(d)取得と引換えに交付すべき普通株式数

第一回種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\frac{\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数}}{\text{普通株式数}} = \frac{\text{第一回種優先株主が転換請求のために提出した第一回種優先株式数} \times 10,000 \text{円}}{\text{転換価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(e)転換請求受付場所

東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(f)転換の効力発生

転換請求書および第一回種優先株式の株券が上記(e)に記載する転換請求受付場所に到着した時に、当社は当該第一回種優先株式を取得し、当該転換請求をした株主は、当社がその取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式の株主となる。ただし、第一回種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

第一回 種優先株式要項

1. 配当金

(1) 第一回 種優先配当金

当社は、定款第 36 条第 1 項に定める剰余金の配当を行うときは、第一回 種優先株式を有する株主（以下「第一回 種優先株主」という。）または第一回 種優先株式の登録株式質権者（以下「第一回 種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第一回 種優先株式 1 株につき下記(2)に定める額の剰余金（以下「第一回 種優先配当金」という。）を金銭により配当する。ただし、当該事業年度において下記(3)に定める第一回 種優先中間配当金を支払ったときは、当該第一回 種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第一回 種優先配当金の額

第一回 種優先配当金の額は、12,000 円に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率（以下「第一回 種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。第一回 種優先配当金は、円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。ただし、計算の結果が 1,200 円を超える場合は、第一回 種優先配当金の額は 1,200 円とする。

第一回 種優先配当年率は、平成 16 年 4 月 1 日以降、次回配当年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式によりそれぞれ計算される年率とする。

平成 17 年 3 月 31 日に終了する営業年度から平成 21 年 3 月 31 日に終了する営業年度まで

第一回 種優先配当年率 = 日本円 TIBOR（1 年物） + 0.75%

平成 22 年 3 月 31 日に終了する営業年度から平成 26 年 3 月 31 日に終了する営業年度まで

第一回 種優先配当年率 = 日本円 TIBOR（1 年物） + 1.00%

平成 27 年 3 月 31 日に終了する営業年度から平成 31 年 3 月 31 日に終了する営業年度まで

第一回 種優先配当年率 = 日本円 TIBOR（1 年物） + 1.25%

平成 32 年 3 月 31 日に終了する営業年度から平成 36 年 3 月 31 日に終了する営業年度まで

第一回 種優先配当年率 = 日本円 TIBOR（1 年物） + 1.50%

平成 37 年 3 月 31 日に終了する営業年度以降

第一回 種優先配当年率 = 日本円 TIBOR（1 年物） + 1.75%

第一回 種優先配当年率は、%未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成 17 年 4 月 1 日および、以降毎年 4 月 1 日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円 TIBOR（1 年物）」とは、平成 16 年 4 月 1 日または各配当年率修正日およびその直後の 10 月 1 日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の 2 時点（以下それぞれ「優先配当決定基準日」という。）において、午前 11 時における日本円 1 年物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円 TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。

当該平均値の算出にあたり、優先配当決定基準日に日本円 1 年物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レートが公表されない場合、これに代えて、同日（当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前 11 時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円 LIBOR 1 年物（360 日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを用いるものとする。

(3) 第一回 種優先中間配当金

当社は、定款第 36 条第 2 項に定める中間配当を行うときは、第一回 種優先株主または第一回 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、上記(2)に定める額の 2 分の 1 の剰余金（円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。以下「第一回 種優先中間配当金」という。）を金銭により配当する。

(4) 非累積条項

ある事業年度において第一回 種優先株主または第一回 種優先登録株式質権者に対して配当する 1 株あたり剰余金の額が上記(2)に定める第一回 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

第一回 種優先株主または第一回 種優先登録株式質権者に対しては、第一回 種優先配当金を超えて配当は行わない。

2. 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、第一回 種優先株主または第一回 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一回 種優先株式 1 株につき金 12,000 円を支払う。

第一回 種優先株主または第一回 種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

3.取得条項

(1)当社は、当社が別に定める日(ただし、平成20年3月31日まで(当日を含む。))の日に限る。に、第一回種優先株式の全部または一部を取得することができる。

(2)取得価額は、平成19年9月30日まで(当日を含む。)に取得する場合には第一回種優先株式1株につき金5,160円とし、平成19年10月1日以降に取得する場合には第一回種優先株式1株につき金5,400円とする。

(3)一部取得するときは、各第一回種優先株主の保有する第一回種優先株式数に応じて按分して取得する。

4.議決権

第一回種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

5.株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第一回種優先株式について株式の併合もしくは分割、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

当社は、第一回種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

6.普通株式の交付と引換えに第一回種優先株式を取得することを請求する権利

(1)取得を請求し得べき期間(以下「転換請求期間」という。)

平成31年10月29日以降とする。

(2)転換価額等の条件

第一回種優先株主は、1株につき下記(イ)乃至(ロ)に定める転換価額により、当社に対して、当社の普通株式の交付と引換えに第一回種優先株式を取得することを請求(以下「転換請求」という。)することができる。

(イ)当初転換価額

当初転換価額は、平成31年10月29日に先立つ45取引日(以下本要項において「取引日」というときは終値のない日は除く。)目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。ただし、上記計算の結果、当初転換価額が200円(以下「下限当初転換価額」という。ただし、下記(ロ)により調整される。)を下回る場合には、下限当初転換価額をもって、また当初転換価額が2,162.2円(以下「上限当初転換価額」という。ただし、下記(ロ)により調整される。)を上回る場合には上限当初転換価額をもって当初転換価額とする。

(ロ)転換価額の修正

転換価額は、平成32年10月29日以降、毎年10月29日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の30%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の500%に相当する金額(以下「上限転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ハ)転換価額の調整

転換価額は、平成31年10月29日以降、下記に掲げる各事由により、次の算式(以下「転換価額調整式」という。)に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

転換価額調整式により第一回種優先株式の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記 (ii) に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合 (ただし、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。)) の取得または行使による場合を除く。調整後の転換価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ii) 株式の分割 (無償割当てを含む。) をする場合。

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 下記 (ii) に定める時価を下回る当初価額をもって当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込み (新株予約権が無償にて発行される場合は割当日) の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

当会社は、上記に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

(i) 株式の併合、資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。

(i) 転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ii) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値 (気配表示を含む。) の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(iii) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。

(c) 上記(i)または(ii)により転換価額の修正または調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額およびその適用の日その他必要な事項を第一回種優先株主に通知する。ただし、上記(ii)ただし書に示される株式の分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(d) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

第一回種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\frac{\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数}}{\text{普通株式数}} = \frac{\text{第一回種優先株主が転換請求のために提出した第一回種優先株式数} \times 12,000 \text{円}}{\text{転換価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(e) 転換請求受付場所

東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(f) 転換の効力発生

転換請求書および第一回種優先株式の株券が上記(e)に記載する転換請求受付場所に到着した時に、当会社は当該第一回種優先株式を取得し、当該転換請求をした株主は、当社がその取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式の株主となる。ただし、第一回種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

第二回 種優先株式要項

1. 配当金

(1) 第二回 種優先配当金

当社は、定款第36条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、第二回 種優先株式を有する株主（以下「第二回 種優先株主」という。）または第二回 種優先株式の登録株式質権者（以下「第二回 種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第二回 種優先株式1株につき下記(2)に定める額の剰余金（以下「第二回 種優先配当金」という。）を金銭により配当する。ただし、当該事業年度において下記(3)に定める第二回 種優先中間配当金を支払ったときは、当該第二回 種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第二回 種優先配当金の額

第二回 種優先配当金の額は、10,000円に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率（以下「第二回 種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。第二回 種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が1,000円を超える場合は、第二回 種優先配当金の額は1,000円とする。

第二回 種優先配当年率は、平成16年4月1日以降、次回配当年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式によりそれぞれ計算される年率とする。

平成17年3月31日に終了する営業年度から平成21年3月31日に終了する営業年度まで

第二回 種優先配当年率 = 日本円TIBOR（1年物） + 1.75%

平成22年3月31日に終了する営業年度から平成26年3月31日に終了する営業年度まで

第二回 種優先配当年率 = 日本円TIBOR（1年物） + 2.00%

平成27年3月31日に終了する営業年度から平成31年3月31日に終了する営業年度まで

第二回 種優先配当年率 = 日本円TIBOR（1年物） + 2.25%

平成32年3月31日に終了する営業年度から平成36年3月31日に終了する営業年度まで

第二回 種優先配当年率 = 日本円TIBOR（1年物） + 2.50%

平成37年3月31日に終了する営業年度以降

第二回 種優先配当年率 = 日本円TIBOR（1年物） + 2.75%

第二回 種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成17年4月1日および、以降毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、平成16年4月1日または各配当年率修正日およびその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の2時点（以下それぞれ「優先配当決定基準日」という。）において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。

当該平均値の算出にあたり、優先配当決定基準日に日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レートが公表されない場合、これに代えて、同日（当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを用いるものとする。

(3) 第二回 種優先中間配当金

当社は、定款第36条第2項に定める中間配当を行うときは、第二回 種優先株主または第二回 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、上記(2)に定める額の2分の1の剰余金（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。以下「第二回 種優先中間配当金」という。）を金銭により配当する。

(4) 非累積条項

ある事業年度において第二回 種優先株主または第二回 種優先登録株式質権者に対して配当する1株あたり剰余金の額が上記(2)に定める第二回 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

第二回 種優先株主または第二回 種優先登録株式質権者に対しては、第二回 種優先配当金を超えて配当は行わない。

2. 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、第二回 種優先株主または第二回 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第二回 種優先株式1株につき金10,000円を支払う。

第二回 種優先株主または第二回 種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

3.取得条項

(1)当社は、当社が別に定める日(ただし、平成20年3月31日まで(当日を含む。))の日に限る。)に、第二回 種優先株式の全部または一部を取得することができる。

(2)取得価額は、平成19年9月30日まで(当日を含む。)に取得する場合には第二回 種優先株式1株につき金10,000円とし、平成19年10月1日以降に取得する場合には第二回 種優先株式1株につき金10,200円とする。

(3)一部取得するときは、各第二回 種優先株主の保有する第二回 種優先株式数に応じて按分して取得する。

4.議決権

第二回 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

5.株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第二回 種優先株式について株式の併合もしくは分割、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

当社は、第二回 種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

6.普通株式の交付と引換えに第二回 種優先株式を取得することを請求する権利

(1)取得を請求し得べき期間(以下「転換請求期間」という。)

平成27年10月29日以降とする。

(2)転換価額等の条件

第二回 種優先株主は、1株につき下記(イ)乃至(ロ)に定める転換価額により、当社に対して、当社の普通株式の交付と引換えに第二回 種優先株式を取得することを請求(以下「転換請求」という。)することができる。

(イ)当初転換価額

当初転換価額は、平成27年10月29日に先立つ45取引日(以下本要項において「取引日」というときは終値のない日は除く。)目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。ただし、上記計算の結果、当初転換価額が200円(以下「下限当初転換価額」という。ただし、下記(ロ)により調整される。)を下回る場合には、下限当初転換価額をもって、また当初転換価額が864.9円(以下「上限当初転換価額」という。ただし、下記(ロ)により調整される。)を上回る場合には上限当初転換価額をもって当初転換価額とする。

(ロ)転換価額の修正

転換価額は、平成28年10月29日以降、毎年10月29日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の30%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の200%に相当する金額(以下「上限転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ハ)転換価額の調整

転換価額は、平成27年10月29日以降、下記 に掲げる各事由により、次の算式(以下「転換価額調整式」という。)に従って調整される。

$$\text{調整後 転換価額} = \text{調整前 転換価額} \times \frac{\text{既発行 普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分 普通株式数} \times \text{1株あたりの 払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

転換価額調整式により第二回 種優先株式の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記 (ii) に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合（ただし、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得または行使による場合を除く。）の調整後の転換価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ii) 株式の分割（無償割当てを含む。）をする場合。

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 下記 (ii) に定める時価を下回る当初価額をもって当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込み（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

当会社は、上記に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

(i) 株式の併合、資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。

(i) 転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ii) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(iii) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。

(2) 上記(ロ)または(ハ)により転換価額の修正または調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額およびその適用の日その他必要な事項を第二回 種優先株主に通知する。ただし、上記(ロ) (ii) ただし書に示される株式の分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(ホ) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

第二回 種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\frac{\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数}}{\text{普通株式数}} = \frac{\text{第二回 種優先株主が転換請求のために提出した第二回 種優先株式数} \times 10,000 \text{ 円}}{\text{転換価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ) 転換請求受付場所

東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(ト) 転換の効力発生

転換請求書および第二回 種優先株式の株券が上記(ハ)に記載する転換請求受付場所に到着した時に、当会社は当該第二回 種優先株式を取得し、当該転換請求をした株主は、当社がその取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式の株主となる。ただし、第二回 種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

以上